

入札の手順

入札に係る手順については、この説明書によるものとする。

1. 入札書の提出方法

持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便のどちらか）により提出すること。

持参による提出先 大津市御陵町3番1号 大津市総務部契約検査課（市役所本館5階）
受領後、封筒に受付印を押印し、写しを受領の記録として持参者に手渡す。

郵送による提出先 〒520-0037 大津市御陵町3番1号 大津市役所内郵便局留
大津市 総務部 契約検査課 宛て

ア 入札書については、封筒に入札書のみを1通入れ、封緘し、表側に「大津市総務部契約検査課宛」と記載したうえ、「入札書」（朱色）の表記並びに物品名及び開札日を記載するとともに、入札参加者名を差出人として記載すること。

イ 使用する封筒は任意のものとし、入札書の様式については、別添の所定の用紙を使用すること。

ウ 入札者は、本市に到達した入札書の書き換え、引き換えをすることができない。

エ 入札執行回数は3回を限度とし、初回入札において落札者が決定しなかった場合は、開札後、速やかに再度入札を行う旨を入札参加者へ連絡することとする。

オ 開札の立会いについて、本入札に参加した者又は開札の立会いに関する委任を受けた代理人は当該開札に立会うことができる（入札に全く関係のない者は立会いできない）。

なお、代理人については開札の立会いに関する委任状（様式については、別添所定の用紙を使用）を持参すること。ただし、立会う者がいない時は当該入札事務に関係のない大津市職員が立会うものとする。

カ 天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。その際の被った損害は入札者の負担とする。

2. 入札書の到達期限 令和7年9月12日 金曜日（持参の場合は午後5時）

3. 入札（開札）日時 令和7年9月16日 火曜日 13時40分

4. 入札（開札）場所 大津市役所 本館5階 入札室

5. 落札者の決定方法

落札者は、予定価格の範囲内の価格で最低の価格をもって入札した者とする。開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、落札決定を保留した上で、改めて当該対象者に出席を求め、くじを引かせて落札者を定めるものとする。その場合、日時、場所は追って連絡する。ただし、当該対象者全員が入札者又はその代理人として開札に参加している場合は、その場で入札者又はその代理人がくじを引くこととする。

6. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 契約規則第13条各号のいずれかに該当する入札

イ 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札

ウ 持参により入札書を提出する場合にあっては、到達期限までに契約検査課で所定の受付手続のなされていない入札

エ 郵便により入札書を提出する場合にあっては、次のaからcまでのいずれかに該当する入札

a 一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法で郵送された入札

b 指定する到達期限より後に大津市役所内郵便局に到達した入札

c 大津市役所内郵便局において契約検査課宛て局留分として引渡しが行なわれなかった入札

オ 入札書が同封されていない入札

カ 1枚の封筒の中に、複数の案件の入札書等を同封した入札

キ 入札金額以外を加除訂正した場合において、当該箇所に訂正印がない入札

ク 入札書に物品名の記載のない入札又は入札書に記載された物品名に誤りのある入札

ケ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

コ 同一入札について、複数の入札書等が提出されたとき

サ その他入札に関する条件に違反したとき

7. その他

この説明書に記載のない事項は、大津市契約規則及び入札心得による。

封書宛名等記載方法

表面

郵便番号 520-0037
大津市御陵町3番1号
大津市役所内郵便局留

大津市 総務部 契約検査課 宛て

入札書在中

物品名 人工芝
開札日 令和7年9月16日

郵送の場合、必ず局留！

持参の場合、記入不要

朱書

裏面

印

差出人（入札参加事業者名）
○ ○ ○ ○

入札参加事業者名が印字された封筒を使用した場合は、差出人を記載したものとします。（表面・裏面どちらの記載でも可）

郵送の場合、必ず「**一般書留郵便**」又は「**簡易書留郵便**」にして
大津市役所内郵便局留にしてください。

上記によらない場合の入札は**無効**です。

入札書の到達期限は、

令和7年9月12日（金）までとなります。

契約検査課窓口へ直接入札書を持参される場合の提出の締切りは、
令和7年9月12日（金）午後5時までとなります。

大津市物品等入札参加者心得

（趣 旨）

第1条 大津市契約検査課において行う物品等の買受けに係る競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項については、別に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。入札参加者は、以下の事項を十分理解し、慎重に入札書等の作成を行い入札に臨むこととする。

（入 札）

第2条 入札参加者は、本市所定の入札書に必要な事項を記入し、記名押印（押印は予め使用印鑑として本市に届け出た印鑑による。）の上、封筒（各社の封筒）に封入して、所定の日時及び場所へ提出しなければならない。

又、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。ただし、別途指示があったものについては、それに従うものとする。

（代理人による入札）

第3条 代理人をもって入札する場合は、事前に本市所定の委任状に必要な事項を記入し、記名、押印の上、代理人が入札会場入場直後に提出しなければならない。

（入札秩序の維持）

第4条 市長は、入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入場を拒み、又は入札会場外に退去を命じることができる。

2 入札参加者は、落札者が決定するまで、入札会場から退場することはできない。ただし、指示を与えた場合はこの限りではない。

3 入札会場内では、携帯電話等の使用を禁止する。携帯電話等を持ち込む場合は、電源を切ること。また、私語等の行為はこれを禁止する。

（提出した入札書の書換え等の禁止）

第5条 入札参加者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の無効）

第6条 次の各号の一に該当する場合、当該入札は無効とする。

- (1) 入札参加の資格がない者がした入札
- (2) 入札書記載の金額、氏名、印影等が確認できない入札
- (3) 同一入札について2通以上の入札をした入札
- (4) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした入札
- (5) 入札書の入札金額が訂正されている入札
- (6) 入札書に入札参加者の記名押印がない入札
- (7) 再度入札以降、前回の最低価格以上の価格でした入札
- (8) 指定した以外の方法による入札

（再度入札）

第7条 再度入札の回数は原則として2回とする。

2 再度入札に参加できる者は、その前回の入札に参加した者とする。ただし、その前

裏面に続く

【 物品売買用】

回の入札が、前条第 7 号の規定により無効とされた者を除く。

（くじによる決定）

第 8 条 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

（落札者への通知）

第 9 条 落札者が決定したときは、書面又は即時口頭をもって通知する。

（落札後の手続）

第 10 条 落札者は、前条の通知を受けた日から 5 日以内に契約書等契約に必要な書類を提出しなければならない。ただし、市長が必要と認める場合は 5 日を超えて指定することができる。

（市議会の議決を要する契約）

第 11 条 大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に該当する場合は、市議会の議決を得たときに契約を締結するものとする。

（公正な入札の確保）

第 12 条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札中止等）

第 13 条 入札の執行は、市の都合で延期又は中止若しくは取消しすることができる。この場合において、入札参加者が損失を受けても市は補償の責を負わない。

（入札の辞退等）

第 14 条 指名を受けた者は、入札執行の完了にいたるまでは、いつでも入札を辞退することができる。

1 入札前にあっては、入札辞退届（任意様式）を本市契約検査課に前日までに直接持参し、又は郵送（入札日前日までに到達するものに限る）して行う。

2 入札執行中にあっては、入札辞退届又は本市所定の入札書の金額欄に「辞退」と明記し、入札執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（その他）

第 15 条 その他入札の進行等については、本市の指示に従うこと。

付則 この心得は、令和 7 年 4 月 1 日付けで実施する。